

青森商工会議所と青森地域5大学との 連携・協力に関する協定書

青森商工会議所（以下「甲」という。）と、国立大学法人弘前大学、青森県立保健大学、青森公立大学、青森大学、青森中央学院大学（以下「乙」という。）は、互いの発展に資するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、大学の「知」を活かし、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力する。

- (1) 地域産業の振興に関すること。
- (2) 地域活性化（中心市街地活性化等）に関すること。
- (3) 産学連携に関すること。
- (4) 健康福祉の増進に関すること。
- (5) 人材の育成に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

2 前項各分野において連携・協力を推進するにあたり、その方策等については、必要に応じて別途定める。

（秘密保持）

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

本協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

平成25年7月2日

甲 青森商工会議所 会頭

林 光 男

乙 国立大学法人弘前大学 学長

佐藤 敬

乙 青森県立保健大学 学長

伊藤ツツヨシ子

乙 青森公立大学 学長

香取 薫

乙 青森大学 学長

崎石 康文

乙 青森中央学院大学 学長

花田 勝美